

平成16年2月12日

司法制度改革推進本部事務局法令担当官 殿

厚生労働省

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について（質問）

平成16年2月9日付けで協議があった標記については、下記のとおり、質問を提出しますので、文書で回答方願います。

なお、回答の内容によっては、再質問を提出することが有り得る旨を申し添えます。

また、質問に対する十分な回答がない限り、意見の提出を保留しますので、その旨、御了知下さい。

記

1 第1条関係

- ① 第1条の「官を離れ」と第2条（第3項・第6項）の「官を失う」の相違如何。双方とも第5条第1項にいう「身分を保有するが、その職務に従事しない」ことを意味するのか。
- ② 国家公務員の身分を有する場合、弁護士職務従事職員は、当該身分により、国家公務員法等に基づく分限処分や懲戒処分を受けることがあるのか。

2 第2条関係

- ① 第1項の取決めは、どのような形式で定めるのか（例えば、規則や告示等。）。
- ② 第1項の取決めの内容と労働契約の内容はいかなる関係にあるのか。弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等との間の労働契約の内容は、当該取決めの内容に準拠するものと理解してよいか。
- ③ 第7項の「弁護士となって職務を行う期間」の取決めに基づき、弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等との間で、当該期間に準じた期間の定めのある労働契約が締結されるものと理解してよいか。
- ④ 弁護士職務経験の終了の場合（第7条第3項「雇用契約上の地位を失った場合を除く。）については、弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等の労働契約が終了するものと理解してよいか。
- ⑤ 第7項の「終了に関する事項」には、弁護士職務経験の終了の場合には労働契約は当然に終了することが含まれるものと理解してよいか。
- ⑥ ⑤において含まれるとした場合、弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等との労働契約においても、弁護士職務経験の終了の場合には労働契約は終了することが

必ず含まれるものと理解してよいか。

- ⑦ 第7項の、「その職務を行うに当たって合意しておくべきもの」として、最高裁判所規則及び法務省令で定める予定の内容について、ご教示願いたい。

3 第3条関係

本条により弁護士職務従事期間を延長する場合、弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等との関係においては労働契約の期間を変更されるものと理解してよいか。

4 第7条関係

- ① 第2項及び第3項における「雇用契約上の地位を失った場合」とは、どのような事由に基づき雇用契約上の地位を失うことを想定しているのか、具体的かつ網羅的に明らかにされたい。

また、第3項の法務省令で定める予定の内容についてもご教示願いたい。

- ② 第2項の「その弁護士職務経験を継続することができないか又は継続することが適当でないと認めるとき」とは、どのような場合を想定しているのか。弁護士職務従事職員が国家公務員法等に基づく分限処分や懲戒処分を受けた場合が含まれるのか。

あるとすれば、どのような処分を受けたときに弁護士職務経験が終了するのか。

また、最高裁規則で定める予定の内容についてもご教示願いたい。

以上

平成16年2月12日

厚生労働省法令担当官 殿

司法制度改革推進本部事務局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案に対する質問について（回答）

平成16年2月12日付け質問について、下記のとおり回答します。

なお、さらに御質問がある場合は、2月13日(金)12:00（時間厳守）までに御連絡願います。

御連絡のない場合は、再質問はないものと取り扱わせていただきます。

記

1 ①について

本法においては、判事補又は検事から、裁判所事務官または法務省に属する官職（いわゆる法務事務官）にそれぞれ任命され、その事務官としての身分を保有したまま、弁護士の職務を行うものであるところ、法案第1条の「官を離れ」と、第2条第3項及び第6項の「官を失う」は、いずれも、判事補又は検事の「身分を喪失する」という意味である。

なお、第5条第1項の「身分を保有するが、その職務に従事しない」とは、裁判所事務官又は法務事務官としての身分を保有するが、その職務（事務官としての職務）には従事しないという意味である。

1 ②について

貴見のとおり、弁護士職務従事職員は、国家公務員の身分を保有することに伴い、国家公務員法等に基づく分限処分や懲戒処分を受けることはあり得るものである。

2 ①について

御質問の趣旨が、取決めをいかなる法形式で定めるのかというものであるとす

れば、取決めは、最高裁判所又は法務大臣が、受入先となる個々の弁護士法人又は弁護士との間で締結するものであり、法規範として定めるものではない。

一方、御質問の趣旨が、取決めの標準的な内容（様式）を何らかの形式で定めるのかというものであるとすれば、その点は、法律の成立後に、最高裁判所及び法務省において検討されることになると考えている。

2②について

貴見のとおり、弁護士職務従事職員は、取決めに定められた内容に従って、受入先弁護士法人等との間で雇用契約（労働契約）を締結するものとしている（法案第4条第1項）。

2③について

貴見のとおりであると考えている。

2④について

貴見のとおりであると考えている。

2⑤について

取決めの具体的な内容は、法律の成立後に、最高裁判所及び法務省において検討されるものであるが、「終了に関する事項」としては、弁護士職務経験が終了する場合には、弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人等との間の雇用契約（労働契約）は終了するものとなるような定めがおかれることを想定している。

2⑥について

雇用契約（労働契約）は、具体的には、法律の成立後に、個々の受入先弁護士法人等との協議を経て締結されるものであるが、弁護士職務従事職員は、取決めに定められた内容に従って、受入先弁護士法人等との間で雇用契約（労働契約）を締結するものとしていることから（法案第4条第1項）、貴見のとおり、雇用契約（労働契約）においても、弁護士職務経験が終了する場合には雇用契約（労働契約）は終了することとなるような定めがおかれることになると考えている。

2⑦について

法案第2条第7項の最高裁判所規則又は法務省令で定める事項は、法律の成立後、最高裁判所及び法務省において検討されることとなるものであるが、例えば、弁護士職務経験の期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項などが想

定される。

3 について

貴見のとおりであると考えている。

4 ① について

法案第7条第2項・第3項の「雇用契約上の地位を失った場合」としては、受入先弁護士法人等から解雇された場合を想定している。

法案第7条第3項の法務省令で定める場合としては、法律の成立後、法務省において検討されることとなるものであるが、例えば、弁護士職務従事職員が受入先弁護士法人等との間の雇用契約上の地位を失った場合のほか、心身の故障等の場合（国家公務員法第78条・第79条参照）、国家公務員としての懲戒事由が生じた場合（同法第82条第1項参照）、取決めに反する事由が生じた場合などが想定される。

4 ② について

「その弁護士職務経験を継続することができないか又は適当でない認めるとき」とは、上記①の事由に該当し、弁護士職務経験を継続することができないと認められる場合、又は、本法の趣旨・目的に照らし、これを継続することが適当でない認められる場合を想定している。

弁護士職務従事職員につき国家公務員法上の分限事由や懲戒事由があり、弁護士職務経験を継続することができない又は適当でない認められる場合も、これに当たることはあり得るが、具体的には、個別の事案において、最高裁判所又は法務大臣が判断するものであり、あらかじめ、どのような場合がこれに該当するかを確答することは困難である。

なお、法案第7条第2項の最高裁判所規則で定める場合については、前記①の法務省令で定める場合と基本的に同様のものとなると想定される。

以上

司法制度改革推進本部事務局担当官 殿

事 務 連 絡

平成16年2月12日

警 察 庁

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について（回答）

みだしのことについては、下記のとおり質問を提出するので、よろしくお取り計らい願います。

記

第6条第1項に規定する地位の利用及び影響力の利用の意義について、具体的に教示されたい。

本件担当：警察庁長官官房総務課 [REDACTED]

(3581-0141 内線 [REDACTED])

平成16年2月12日

警察庁法令担当官 殿

司法制度改革推進本部事務局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案に対する質問について（回答）

平成16年2月12日付け質問について、下記のとおり回答します。

なお、さらに御質問がある場合は、2月12日(木)21:00(時間厳守)までに御連絡願います。

御連絡のない場合は、再質問はないものとして取り扱わせていただきます。

記

法案第6条第1項にいう「裁判所事務官若しくは法務省職員たる地位を利用し、又はその弁護士職務経験の前において判事補若しくは検事であったことによる影響力を利用」とは、弁護士職務従事職員が、将来（弁護士職務経験の終了後に）裁判官又は検察官に復帰する地位にあることや、かつて（弁護士職務経験の前に）判事補又は検事であったことによる影響力を行使することを意味し、影響力とは、その職務権限に基づくものであると解される。

具体的には、判事補や検事であったことによる知識・経験に基づいて弁護士の業務を行うことは、本項にいう地位・影響力の利用には該当せず、また、裁判所事務官又は法務事務官であることや、かつて判事補又は検事であったことを依頼者や相手方に告げたり、裁判所又は検察庁に知人がいることを依頼者等に告げることは、裁判所事務官や法務事務官、判事補や検事としての権限関係を背景として影響力を示すものでない限り、本項にいう地位・影響力の利用に該当しないものと考えられる。

他方、判事補又は検事であった時の職務権限に基づく影響力を実際に利用することはもとより、その影響力があると依頼者や相手方に告げて有利に事を運ぼうとすることや、将来裁判官又は検察官に復帰した後に職務権限を行使する旨を依頼者等に告げて有利に事を運ぼうとすることは、本項にいう地位・影響力の行使に該当す

るものと考えられる。

以上

平成 16 年 2 月 16 日
総務省人事・恩給局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について（意見）

標記について、下記のとおり意見を提出いたしますので、文書により回答願います。

記

日本弁護士連合会と法務省との間で策定する運用要領及び本制度の実施状況の公表等により、本制度の透明性、公務の公正性の確保が十分に図られるよう取り計らわれたい。

なお、運用要領の作成に当たっては、当局にあらかじめ十分に情報提供されるよう取り計らわれたい。

以上

平成16年2月16日

総務省法令担当官 殿

司法制度改革推進本部事務局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案に対する意見について（回答）

平成16年2月16日付け意見について、下記のとおり回答します。

なお、さらに御意見等がある場合は、2月16日(月)21:00（時間厳守）までに御連絡願います。

御連絡のない場合は、御意見等はないものとして取り扱わせていただきます。

記

運用要領は、本法律の成立後に、法務省と日本弁護士連合会との間で策定されるものであるところ、当事務局としては、貴省の御意見の趣旨を法務省に伝えることとしたい。

以上

平成16年2月16日
総務省人事・恩給局

司法制度改革推進本部事務局担当官 殿

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について（再意見）

標記について、下記のとおり再意見を提出いたしますので、文書により回答願います。

記

平成16年2月16日付け当局の意見を法務省へ伝達の上、法務省の見解及び法務省の担当部局を、貴局の責任において当局までお伝え願いたい。

以上

平成16年2月17日

総務省法令担当官 殿

司法制度改革推進本部事務局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案に対する意見について（回答）

平成16年2月16日付け再意見について、下記のとおり回答します。

なお、さらに御意見等がある場合は、2月18日(水)12:00（時間厳守）までに御連絡願います。

御連絡のない場合は、御意見等はないものとして取り扱わせていただきます。

記

貴省の御意見を法務省に伝えたところ、「御意見の趣旨を踏まえて透明性、公務の公正性の確保を十分に図って参りたい。運用要領の作成に当たっては、日本弁護士連合会と協議の上、十分な情報提供も含め、必要な対応をして参りたい。」とのことであった。

なお、法務省における運用要領の締結に関する担当部局は、未だ定まっていないが、当面のお問合せ等は、大臣官房司法法制部司法法制課において承るとの回答を得た。

以上

平成16年2月16日
厚生労働省

司法制度改革推進本部事務局法令担当官 殿

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案
について（意見）

平成16年2月9日付けで協議があった標記については、下記のとおり、意見を提出しますので、文書で回答方願います。

記

○ 第2条関係

取決めの標準的な内容（様式）を検討する際には、当局に協議
頂きたい。

<理由>

当該取決めに従って弁護士職務従事職員と受入先弁護士法人
等との労働契約が締結されるものであるため。

平成16年2月16日

厚生労働省法令担当官 殿

司法制度改革推進本部事務局

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案に対する意見について（回答）

平成16年2月16日付け意見について、下記のとおり回答します。

なお、さらに御意見等がある場合は、2月16日(月)21:00（時間厳守）までに御連絡願います。

御連絡のない場合は、御意見等はないものとして取り扱わせていただきます。

記

取決めの標準的な内容は、本法律の成立後に、法務省及び最高裁判所においてそれぞれ検討されるものであるところ、当事務局としては、貴省の御意見の趣旨を法務省及び最高裁判所に伝えることとしたい。

なお、判事補の弁護士職務経験は、最高裁判所がその施策として実施するものであることから、司法と行政の関係を踏まえて慎重に対応されるべきものと思料する。

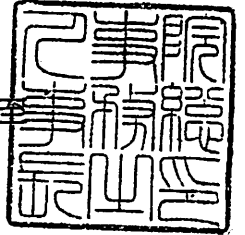
以上

総 企 法 一 1 0 2

平成16年2月16日

司法制度改革推進本部事務局長 山崎 潮 殿

人事院事務総長 大村 厚幸



弁護士の職務を経験する検事の身分、給与等に関する事項について

標記に関し、平成16年2月9日付閣司本第33号で貴職からお示しのあった
制度案につきましては、適切なものと考えます。

以 上

第		号
受	16.2.18	i
司法制度改革推進本部事務局		



閣司本 第33号

平成16年2月9日

人事院事務総長 大村 厚至 殿

司法制度改革推進本部事務局長 山崎



弁護士職務を経験する検事の身分、給与等に関する事項について

内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた検察官が求められていることにかんがみ、検察官としての能力及び資質の一層の向上等を図るための方策の一環として、検事が、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置について検討を行ってまいりましたが、弁護士職務を経験する検事の身分、給与等に関する事項について、別紙の内容に沿って所要の法律制定を行う必要があると考えますので、見解を承りたく御検討願います。

保存期間 30年・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)

文書番号	閣司本 第 33 号
受付	平成 年 月 日
起案	平成 16 年 2 月 9 日
決裁・供覧	平成 16 年 2 月 9 日
施行	平成 16 年 2 月 9 日
専決番号	別表 —

事務局長



事務局総括担当・次長



参事官



内閣事務官



起案者	
氏名	須藤 昭三 (550/-2526番)

(件名) 検事の弁護士職務経験に関する人事院協議について

(伺)

標記について、別紙案により、人事院事務総長あて協議してよろしいか、お伺いいたします。

内 閣

閣司本 第 号

平成16年2月 日

人事院事務総長  大村 厚至 殿

司法制度改革推進本部事務局長 山崎 潮

弁護士職務を体験する検事の身分、給与等に関する事項について

内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた検察官が求められていることにかんがみ、検察官としての能力及び資質の一層の向上等を図るための方策の一環として、検事が、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を体験するために必要な措置について検討を行ってまいりましたが、弁護士職務を体験する検事の身分、給与等に関する事項について、別紙の内容に沿って所要の法律制定を行う必要があると考えますので、見解を承りたく御検討願います。

(別紙)

検事の弁護士職務経験について

1 目的

検事（司法修習生の修習を終えた者であって、最初に検事に任命された日から10年を経過していないものに限る。）が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）について必要な措置を講ずることにより、検察官の能力及び資質の一層の向上等を図る。

2 弁護士職務経験

- (1) 法務大臣は、検事の同意を得て、弁護士法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の取決めに基つき、期間を定めて、当該検事に弁護士となってその職務を行わせることができるものとする（法務大臣は、検事の同意を得るに当たっては、あらかじめ、取決めの内容を明示するものとする。）。
- (2) (1)の場合においては、法務大臣は、当該検事を法務省（検察庁を除く。以下同じ。）に属する官職に任命するものとし、当該検事は、その任命時にその官を失うものとする（(1)の検事の同意には、当該検事が法務省に属する官職への任命時にその官を失うものとするに係る同意が含まれるものとする。）。
- (3) 法務大臣は、受入先弁護士法人等との間の取決めに締結するに当たっては、法務省に属する官職に任命されて弁護士となってその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と受入先弁護士法人等との雇用契約の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、弁護士職務従事期間、弁護士職務経験の終了に関する事項その他弁護士となって職務を行うに当たって合意しておくべきものとして法務省令で定める事項を定めるものとする。
- (4) 法務大臣は、取決めの内容を変更しようとするときも、当該検事又は弁護士職務従事職員に取決めの内容を明示し、その同意を得なければならないものとする。

3 弁護士職務従事期間

弁護士となってその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）は、原則として2年を超えることができないが、特に必要があると認めるときは、法務大臣は、弁護士職務従事職員及び受入先弁護士法人等の同意を得て、当該弁護

士職務経験を開始した日から引き続き3年を超えない範囲で延長することができるものとする。

4 弁護士の業務への従事

弁護士職務従事職員は、取決めに定められた内容に従って、受入先弁護士法人等との間で雇用契約を締結し、弁護士登録を受け、弁護士職務従事期間中、当該雇用契約に基づいて弁護士の業務に従事するものとする。

5 弁護士職務従事職員の職務及び給与

- (1) 弁護士職務従事職員は、弁護士職務従事期間中、法務省職員（法務省に属する官職を占める者をいう。以下同じ。）としての身分を保有するが、その職務には従事しないものとし、給与を支給しないものとする。
- (2) 弁護士職務従事職員については、弁護士職務従事期間中、一般職の職員の給与に関する法律を適用しないものとする。
- (3) 弁護士職務従事職員であった者に関する一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用については、休職給及び俸給半減の取扱いにおいては、弁護士の業務（通勤を含む。）を公務とみなすものとし、調整手当等の取扱いにおいては、給与特例法適用職員等とみなすものとする。

6 弁護士職務従事職員の服務等

- (1) 弁護士職務従事職員は、弁護士の業務を行うに当たっては、法務省職員たる地位を利用し、又はその弁護士職務経験の前に検事であったことによる影響力を利用してはならないものとする。
- (2) 法務大臣は、必要があると認めるときは、弁護士職務従事職員に対し、受入先弁護士法人等における勤務条件及び弁護士の業務への従事の状況（弁護士の守秘義務に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができるものとする。
- (3) 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（法務省職員になった日の前日において検事17号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、同法に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなすものとする。

7 弁護士職務経験の終了等

- (1) 法務大臣は、弁護士職務従事職員が受入先弁護士法人等との間の雇用契約上の地位を失った場合その他の法務省令で定める場合であって、その弁護士職務経験を継続することができないか又は適当でないとするときは、速やかに、当該弁護士職務経験を終了するものとする。
- (2) 法務大臣は、弁護士職務従事職員が弁護士職務経験を終了するときは、当該弁護士職務従事職員について検事への任命に関し必要な措置をとらなければならないものとする。
- (3) 弁護士職務従事職員が弁護士職務経験の終了後に検事に任命された場合における処遇については、他の検事との権衡上必要と認められる範囲内において、適切な配慮が加えられなければならないものとする。

8 法務大臣の責務

法務大臣は、弁護士職務経験制度の運用に当たっては、検察官及び弁護士の職務の性質に配慮しつつ、その適正な運用の確保に努めなければならないものとする。

9 その他

- (1) 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であった者に関する国家公務員共済組合法、児童手当法又は国家公務員退職手当法の特例等について所要の規定を整備するものとする。
- (2) 検事に係る弁護士職務経験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとし、法務大臣は、取決め事項若しくは弁護士職務経験の終了事由について定める法務省令又は人事院の所掌に係る事項について定める法務省令の制定若しくは改廃に当たっては、人事院の意見を聴かななければならないものとする。

以上